

役員報酬規程

認定特定非営利活動法人育て上げネット

平成 26 年 4 月 1 日制定

(目的)

第1条 本規程は、当法人の役員に対する報酬について定める。

(報酬)

第2条 役員は原則無報酬とする。但し、法人事務局職員として勤務する者には給与としての支給を行えるものとする。

(実費弁償)

第3条 役員（法人事務局職員を兼務するものを除く。以下同じ）が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

(その他)

第4条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

以上

職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第63条の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当

役割手当、住宅手当、通勤手当、出張手当、
時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、みなし残業手当、
特別手当

(給与の支給と控除)

第3条 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支給する。

- 2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座等へ振込により給与を支給する。
- 3 次に掲げるものは、給与から控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (4) 職員との協議により給与から控除することとしたもの
- 4 給与は、原則として事前支給はしない。

(給与の計算期間と支給日)

第4条 給与は、毎月1日から末日までを計算期間とし、翌月10日に支給する。但し、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の前営業日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員（職員が死亡したときはその遺族。）の請求により、給与支給日の前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員の死亡、退職又は解雇の場合
- (2) 事務局長が必要と認めた場合

(給与の計算方法)

第5条 給与の金額に1円未満の端数があるときは1円単位に切り上げる。

- 2 前条1項の計算期間の途中で採用された職員、退職した職員、休職した職員は、1日の平均給与(※)に出勤日数に応じた日割計算をする。

1日の平均給与(※)

$$(※) = (\text{基本給} + \text{役割手当}) \div ((365 - \text{年間休日日数}) \div 12)$$

- 3 昇給、降給等により基本給に変動を生じた職員は、その変動が生じた日の属する月の翌月から新たに定められた給与を支給する。

(基本給)

第6条 基本給は、職務の内容、本人の学歴、資格、経験、年齢並びに他の職員との均衡を考慮して、事務局長が決定し、経営ボード会議に報告する。

- 2 前項の基本給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(役割手当)

第7条 役割手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 管理もしくは監督の地位にある職員
- (2) 機密の事務を取扱うことを事務局長が認めた職員
- 2 役割手当の月額は、職務の内容、本人の学歴、資格、経験、年齢並びに他の職員との均衡を考慮して、事務局長が決定し、経営ボード会議に報告する。
経営ボード担当職員には役割手当を支給しない。
- 3 受託事業等の責任者は、プロジェクトリーダー待遇とする。
- 4 前項の職員及び昇進した職員は、その任命若しくは昇進した日の属する年度から一定期間、役割手当は支給しない。
- 5 役割手当は、一給与計算期間中において無断欠勤が1日以上あった場合、支給しない。

(住宅手当)

第8条 住宅手当は、次に掲げる無期雇用契約を締結した就業規則第50条に定める管理監督者以外の職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するために住居(貸間を含む)を借り受け、家賃を支払っている者
- (2) 自ら所有者である住居に居住し、且つ世帯主である職員で住宅ローンを返済している者
- 2 住宅手当の月額、前項(1)の家賃月額もしくは前項(2)の住宅ローン返済月額

の40%とし支給する。但し、(1)・(2)共に20,000円を限度とする。

- 3 住宅手当は、当該職員の申請に基づき支給する。

(借り上げ社宅)

- 第9条 無期雇用契約を締結した職員が、立川市内に自ら居住するために住居(貸間を含む)を借り受ける場合、当該職員の事前の申請により借り上げ社宅にすることができる。
- 2 借り上げ社宅の賃料は、月額家賃より20,000円を差し引いた額を給与支給時に控除するものとする。
 - 3 当該職員の都合により借り上げ社宅を中途解約し、違約金が発生する場合、その違約金は当該職員の負担とする。
 - 4 当該職員の都合により借り上げ社宅を解約し、原状復帰等かかる費用は当該職員の負担とする。

(通勤手当)

- 第10条 通勤手当は、最寄り駅より勤務地が2km以上離れ、交通機関を利用して通勤する職員に対し、最も経済的且つ合理的な通勤方法により所得税の非課税限度額の範囲内で、且つ一か月当たり2万円を限度とし支給する。
- 2 居所より最寄り駅が2km未満の場合、通勤手当は支給しない。
 - 3 原則として同一事業所へ週4日以上勤務する職員は、6か月分の定期乗車券代を月割りで支給する。勤務日数が週4日に満たないの職員は、一給与計算期間中において電子マネー機能付き乗車カード代での実費を給与とともに支給する。
 - 4 職員は、新たに前各項の要件を具備するに至ったとき又は住居、通勤経路、通勤方法を変更し、もしくは通勤のため負担する運賃等の変更があったときは直ちに法人に届け出なければならない。
 - 5 職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間全日数にわたって勤務しないときは、通勤手当を支給しない。
定期乗車券代を支給された職員は、定期乗車券を解約し払戻金を法人に返納するものとする。

(出張手当)

- 第11条 職員の出張手当に関する事項については、別に定める「出張規程」によるものとする。

(時間外勤務手当)

- 第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、以下の計算により支給する。

時間外勤務手当＝

基本給÷1か月平均所定労働時間(※)×1.25×時間外勤務時間数

1か月平均所定労働時間(※)

(※)(365-年間休日日数)÷12×8

- 2 前項における勤務時間が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、以下の計算により支給する。

時間外勤務手当＝

基本給÷1か月平均所定労働時間×1.50×時間外勤務時間数

(休日勤務手当)

- 第13条 休日において勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、以下の計算より支給する。

休日勤務手当＝

基本給÷1か月平均所定労働時間×1.35×休日勤務時間数

- 2 前項における勤務時間が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、以下の計算により支給する。

休日勤務手当＝

基本給÷1か月平均所定労働時間×1.60×休日勤務時間数

(深夜勤務手当)

- 第14条 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの時間帯を含めて勤務する職員及び深夜勤務を命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、以下の計算により支給する。

深夜勤務手当＝

基本給÷1か月平均所定労働時間×0.25×深夜勤務時間数

(手当の計算方法)

- 第15条 本規程第11条及び第12条並びに第13条の計算方法は、一給与計算期間中における合計時間数によって計算するものとし、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは30分とする。

(みなし残業手当)

- 第16条 みなし残業手当は、無期雇用契約を締結した就業規則第50条に定める管理監督者以外の職員に対して支給する。

第11条・第12条・第13条に定める割増給与であり、時間外・休日・深夜勤務割増給与に関する計算事務の煩雑化を防ぐことを目的とし、業務実態上予測可能な範囲内で、みなし残業手当に含む時間数及び金額を雇用契約書等で明示し、みなし残業手当として支給するものとする。

- 2 実際の時間外勤務時間数及び休日勤務時間数並びに深夜勤務時間数に基づいて、第11条・第12条・第13条の規定により算出した割増給与の額（上長の許可を得た業務労働に限る）がみなし残業を超過するときは、その超過額を割増給与として、みなし残業手当とは別に支給する。
- 3 第11条・第12条・第13条の規定により算出した割増給与の額がみなし残業手当を超過しないときは、みなし残業手当を支給する。
- 4 第1項のみなし残業手当は、一給与計算期間中において就労日が10日以下であったときは、支給しない。

（特別手当）

第17条 特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 職員が本務とは別の法人事業において講師等を務めたとき。
 - (2) 経営ボード会議において特別手当を支給することを議決したとき。
- 2 支給方法は以下のとおりとする。
当該職員の所属するプロジェクトマネージャーが「特別手当支給申請書」をプロジェクトサポートオフィス労務会計担当に提出し、実施月の給与として支給する。
当該職員がプロジェクトマネージャーの場合は担当オーナーが「特別手当支給申請書」をプロジェクトサポートオフィス労務会計担当に提出する。
 - 3 第1項(1)の支給額及び支給方法は、別に定める「講師等を他部署・他事業所に依頼する場合の規約」によるものとする。
 - 4 第1項(2)の支給額は経営ボード会議にて議決し、支払方法は第2項に準ずる。

（昇給・昇進）

第18条 原則、職員が1年を下らない期間において勤務時間及び勤務成績等良好に勤務したと認められるときは、事務局長が昇給又は昇進を決定し、経営ボード会議に報告する。

- 2 前項の昇給及び昇進は、予算の範囲内で行わなければならない。

（遅刻、早退もしくは欠勤の給与控除）

第19条 遅刻、早退もしくは欠勤により、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、次に掲げる計算式によりその休業した給与のから控除する。

- (1) 遅刻及び早退は、一給与計算期間中において合算し、時間計算して控除する。
基本給÷1か月平均所定労働時間×遅刻・早退合計時間数
 - (2) 欠勤は、一給与計算期間中において合算し、時間計算して控除する。
基本給÷1か月平均所定労働日数×欠勤時間数
- 2 給与控除の金額に1円未満の端数があるときは1円単位に切り下げる。

(休職期間中の給与)

第20条 休職期間中は給与を支給しない。

但し、事務局長が特に必要と認めた場合は、経営ボード会議の承認を得た後、基本給の100分の50を限度として支給する。

(臨時休業中の給与)

第21条 法人の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均給与の100分の60に相当する休業手当を支給する。

但し、天災事変その他やむを得ない事由の場合は支給しない。

付則

1. この規程は、平成20年6月1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合は、職員の代表の意見を聴き、理事会で議決する。

平成20年11月1日改定

平成24年 4月1日改定

平成27年 4月1日改定

平成28年 4月1日改定

平成30年 4月1日改定

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	事業年度	平成30年8月1日 ～令和元年7月31日
-----	------------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	143,000円
受取寄附金	91,962,984円
受取国庫補助金	0円
受取地方公共団体補助金	27,965,000円
受取民間助成金	14,635,844円
就労機会提供事業収益	212,068,143円
若年者就労基礎訓練事業収益	85,941,359円
保護者相談事業収益	11,332,772円
情報収集及び提供事業収益	39,608,302円
ネットワーク構築事業収益	4,261,179円
指導者養成事業収益	2,851,761円
広報事業収益	875,752円
書籍等事業収益	354,735円
受取利息	619円
受取配当金	2,300円
雑収入	3,540円
合 計	492,007,290円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
多摩信用金庫	71,500,000円
日本政策金融公庫	29,000,000円
	円
合 計	100,500,000円

(3) その他

なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

別添資料参照

別添資料

書式17 3-(3)-ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等		
			H30. 9.7	¥20,000	講師等	C大阪/講師/はたらけミ/30.9.7	
			H30. 9.14	¥20,000		C大阪/講師/はたらけミ/30.9.14	
			H30.9.30	¥13,500	講師等	教育東京/講師/都立足立東高M/30.9.26	
			H30.10.31	¥18,050		教育埼玉/講師/県立狭山緑陽高F/30.10.11	
			H30.10.31	¥13,500		教育埼玉/講師/県立朝霞高M/30.10.29	
			H30.10.31	¥13,500		教育東京/講師/都立田柄高M/30.10.10	
			H30.10.31	¥13,500		教育東京/講師/都立飛鳥高M/30.10.17	
			H30.10.31	¥27,000		教育東京/講師/都立南葛師高M/30.10.18	
			H30.11.30	¥13,500		教育埼玉/講師/県立所沢高M/30.11.20	
			H30.11.30	¥27,000		教育東京/講師/都立南葛師高M/30.11.15	
			H30.11.30	¥23,100		教育新生/講師/県立東金高M/30.11.15	
			H30.11.30	¥33,440		教育自主/講師/駿河台大M/30.11.22	
			H30.11.30	¥7,500		教育東京/講師/都立青井高F/30.11.28	
			H30.12.31	¥21,600		教育新生/講師/都立足立新田高M/30.12.13	
			H30.12.31	¥4,725		教育東京/講師/都立足立新田高M/30.12.13	
			H30.12.31	¥13,500		教育東京/講師/都立練馬高M/30.12.14	
			H30.12.31	¥13,500		講師等	教育東京/講師/都立八王子北高M/30.12.18
			H30.12.31	¥21,600			東京マリア/講師/都立光丘高M/30.12.19
			H30.12.31	¥13,500			教育東京/講師/都立東高M/30.12.20
			H30.12.31	¥13,500			教育埼玉/講師/県立浦和高M/30.12.12
			H30.12.31	¥15,000	教育埼玉/講師/県立川越工高講話/30.12.20		
			H31.1.31	¥13,500	教育東京/講師/都立高島高M/31.1.16		
			H31.1.31	¥25,440	教育新生/講師/県立太田ワック高M/31.1.23		
			H31.2.28	¥13,500	教育埼玉/講師/県立朝霞高M/31.2.4		
			H31.3.31	¥13,500	教育埼玉/講師/戸田翔陽高/31.3.11		
			R1.5.31	¥13,500	教育東京/講師/都立飛鳥高M/1.5.27		
			R1.6.30	¥13,500	教育東京/講師/都立青井高M/1.6.19		
			R1.6.30	¥13,500	教育東京/講師/都立青井高F/1.6.26		
			R1.6.30	¥13,500	教育埼玉/講師/県立飯能高SST/1.6.27		
			R1.7.31	¥13,500	教育東京/講師/都立羽村高M/1.7.11		
			R1.7.31	¥13,500	教育埼玉/講師/県立戸田翔陽高面/1.7.18		
			H30.9.30	¥7,500	講師等		教育東京/講師/都立山崎高F/30.9.19
			H30.9.30	¥7,500			教育東京/講師/都立足立東高F/30.9.26
			H30.10.31	¥23,200			教育自主/講師/市立大宮西高M/30.10.29
			H30.10.31	¥7,500		教育東京/講師/小石川中等教育F/30.10.31	
			H30.11.30	¥17,320		教育新生/講師/県立相模向陽館高F/30.11.2	
			H30.11.30	¥7,500		教育東京/講師/都立足立東高F/30.11.14	
			H30.11.30	¥7,500		教育東京/講師/都立青井高F/30.11.28	
			H30.12.31	¥7,500		教育東京/講師/都立練馬高F/30.12.14	
			H30.12.31	¥7,500		教育東京/講師/都立野津田高F/30.12.17	
			H30.12.31	¥10,800		東京マリア/講師/都立光丘高F/30.12.19	
			H30.12.31	¥7,500		教育東京/講師/都立町田高F/30.12.19	
			H31.1.31	¥6,000		神架橋/講師/県立川崎高F/31.1.7	
			H31.1.31	¥7,500		教育東京/講師/都立足立西高F/31.1.17	
			H31.1.31	¥7,500		教育東京/講師/都立足立西高F/31.1.24	
			H31.2.28	¥10,800		教育新生/講師/県立相模原青陵高F/31.2.4	
			H31.2.28	¥10,800		教育新生/講師/江戸川女子高F/31.2.18	
			H31.3.31	¥7,500		教育東京/講師/東大和南高F/31.3.20	
			H31.3.31	¥7,500		教育埼玉/講師/戸田翔陽高F/31.3.11	
			R1.5.31	¥7,500		教育東京/講師/都立青井高F/1.5.15	
R1.5.31	¥7,500	教育東京/講師/都立飛鳥高F/1.5.27					
R1.6.30	¥7,500	教育東京/講師/都立練馬高F/1.6.5					
R1.6.30	¥7,500	教育東京/講師/都立青井高F/1.6.19					
R1.6.30	¥10,920	教育新生/講師/都立拝島高F/1.6.26					
R1.7.31	¥7,500	教育東京/講師/都立深沢高F/1.7.9					
R1.7.31	¥7,500	教育東京/講師/都立山崎高F/1.7.17					
H30.8. 4	¥30,000	講師等	C大阪/講師/親レミ/30.8.4				
H31.3.31	¥18,700		講演/講師/SNS相談員向け/31.2.23				
H30.9.30	¥13,500	講師等	教育東京/講師/都立山崎高M/30.9.19				
H30.10.31	¥5,500		教育埼玉/講師/県立朝霞高面談/30.10.24				
H30.10.31	¥13,500		教育東京/講師/都立田柄高M/30.10.10				
H30.11.30	¥13,500		教育東京/講師/都立足立東高M/30.11.14				
H30.11.30	¥13,500		教育東京/講師/都立青井高M/30.11.28				
H30.12.31	¥21,600		教育新生/講師/都立足立新田高M/30.12.13				
H30.12.31	¥4,725		教育東京/講師/都立足立新田高M/30.12.13				
H31.1.31	¥13,500		教育東京/講師/都立淵江高M/31.1.9				
H31.1.31	¥13,500		教育東京/講師/都立足立西高M/31.1.24				
H31.2.28	¥13,500		教育東京/講師/都立浦田高M/31.2.6				
H31.3.31	¥13,500		教育埼玉/講師/戸田翔陽高/31.3.11				
R1.5.31	¥13,500		教育東京/講師/都立青井高M/1.5.15				
R1.6.30	¥13,500		教育東京/講師/都立練馬高F/1.6.5				

書式17 3-(3)-八 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			R1.6.30	¥13,500	教育東京/講師/都立青井高F/1.6.19
			R1.6.30	¥13,500	教育東京/講師/都立青井高F/1.6.26
			R1.6.30	¥13,750	教育埼玉/講師/戸田翔陽高面/1.6.18
			R1.7.31	¥13,500	教育東京/講師/都立山崎高M/1.7.17
			R1.7.31	¥13,500	教育埼玉/講師/県立戸田翔陽高面/1.7.18
			H30.8.30	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.8.19
			H30.8.31	¥49,003	学立川/講師/運営補助/30.8月/14
			H30.9.6	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.9.2
			H30.9.30	¥33,411	学立川/講師/運営補助/30.9月/10
			H30.9.30	¥8,909	学砂川/講師/運営補助/30.9月/4
			H30.10.26	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.9.15
			H30.10.26	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.10.7
			H30.10.31	¥40,093	学立川/講師/運営補助/30.10月/12
			H30.10.31	¥2,227	学砂川/講師/運営補助/30.10月/1
			H30.11.30	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.11.18
			H30.11.30	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.10.21
			H30.11.30	¥22,274	学高校生/講師/運営補助/30.11月/5
			H30.11.30	¥36,752	学立川/講師/運営補助/30.11月/11
			H30.11.30	¥8,909	学砂川/講師/運営補助/30.11月/4
			H30.12.1	¥11,000	南大沢PC/講師/PC検定対策講座/30.11-12月
			H30.12.28	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.12.16
			H30.12.28	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/30.12.15
			H30.12.31	¥26,729	学高校生/講師/運営補助/30.12月/5
			H30.12.31	¥16,705	学立川/講師/運営補助/30.12月/5
			H31.1.30	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/31.1.19
			H31.1.31	¥17,819	学高校生/講師/運営補助/31.1月/4
			H31.1.31	¥30,070	学立川/講師/運営補助/31.1月/9
			H31.1.31	¥8,909	学砂川/講師/運営補助/31.1月/4
			H31.2.28	¥4,454	学砂川/講師/運営補助/31.2月/2
			H31.2.28	¥13,364	学高校生/講師/運営補助/31.2月/3
			H31.2.28	¥16,705	学立川/講師/運営補助/31.2月/5
			H31.3.30	¥3,341	ホト/講師/ホトケ-幼71/31.3.3
			H31.3.30	¥5,568	ホト/講師/ホトケ-幼71/31.3.24
			H31.3.31	¥31,183	学高校生/講師/運営補助/31.3月
			H31.3.31	¥10,023	学立川/講師/運営補助/31.3月
			H31.4.30	¥16,705	学立川/講師/運営補助/31.4月
			H31.4.30	¥40,093	学立川/講師/運営補助/31.4月
			R1.5.31	¥20,046	学立川/講師/運営補助/1.5月/6
			R1.5.31	¥13,364	学高校生/講師/運営補助/1.5月/3
			R1.6.30	¥16,705	学立川/講師/運営補助/1.6月
			R1.6.30	¥4,454	学砂川/講師/運営補助/1.6月
			R1.6.30	¥17,819	学高校生/講師/運営補助/1.6月
			R1.7.31	¥23,387	学立川/講師/運営補助/1.7月/7
			R1.7.31	¥22,274	学高校生/講師/学習補助/1.7月/5
			H30.12.31	¥11,420	教育新生/講師/茨城農芸学院F/30.12.4
			R1.5.31	¥13,500	教育東京/講師/東大和南高M/31.3.20
			R1.6.30	¥7,500	教育東京/講師/都立練馬高F/1.6.5
			H30.11.3	¥11,000	南大沢PC/講師/PC検定対策講座/30.10-11月
			H31.1.1	¥30,000	東京マツコ/業務/30.10月
			H31.1.31	¥30,000	東京マツコ/業務/30.11月
			H31.2.1	¥30,000	東京マツコ/業務/フロントレイス/31.1月
			H31.2.28	¥30,000	東京マツコ/業務/フロントレイス/31.2月
			H31.4.30	¥30,000	東京マツコ/業務/フロントレイス/31.3月
			H31.4.30	¥30,000	東京マツコ/業務/フロントレイス/31.4月
			R1.5.31	¥30,000	東京マツコ/業務/フロントレイス/31.5月
			R1.7.31	¥30,000	東京マツコ/業務/フロントレイス/31.6月
			R1.7.31	¥30,000	東京マツコ/業務/フロントレイス/31.7月
			H30.8.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/30.8月
			H30.8.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/30.8月
			H30.8.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/30.8月
			H30.8.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/30.8月
			H30.8.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/30.8月
			H30.8.1	¥27,000	結/広告/web管理費/30.8月
			H30.8.31	¥700,000	電気/用品/ライヴ配信機材/30.8月
			H30.9.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/30.9月
			H30.9.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/30.9月
			H30.9.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/30.9月
			H30.9.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/30.9月
			H30.9.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/30.9月
			H30.9.1	¥27,000	結/広告/web管理費/30.9月
			H30.10.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/30.10月
			H30.10.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/30.10月

書式17 3-(3)-ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			H30.10.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/30.10月
			H30.10.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/30.10月
			H30.10.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/30.10月
			H30.10.1	¥27,000	結/広告/web管理費/30.10月
			H30.10.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/30.11月
			H30.10.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/30.11月
			H30.10.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/30.11月
			H30.10.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/30.11月
			H30.10.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/30.11月
			H30.10.1	¥27,000	結/広告/web管理費/30.11月
			H30.11.30	¥450,000	MS/広告/若者TECHweb制作/30.11月
			H30.11.30	¥50,000	MS/広告/若者TECH制作/30.11月
			H30.12.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/30.12月
			H30.12.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/30.12月
			H30.12.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/30.12月
			H30.12.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/30.12月
			H30.12.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/30.12月
			H30.12.1	¥27,000	結/広告/web管理費/30.12月
			H30.12.1	¥486,000	MS/広告/若者TECHweb制作/30.11月
			H30.12.1	¥50,000	MS/広告/若者TECH制作/30.11月[削除
			H30.12.1	¥54,000	MS/広告/若者TECH制作/30.11月
			H30.12.20	¥324,000	東京マツカ/広告/ハート制作成入/30.12月
			H31.1.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/31.1月
			H31.1.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/31.1月
			H31.1.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/31.1月
			H31.1.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/31.1月
			H31.1.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/31.1月
			H31.1.1	¥27,000	結/広告/web管理費/31.1月
			H31.2.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/31.2月
			H31.2.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/31.2月
			H31.2.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/31.2月
			H31.2.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/31.2月
			H31.2.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/31.2月
			H31.2.1	¥27,000	結/広告/web管理費/31.2月
			H31.3.1	¥10,800	立川SS/広告/web管理費/31.3月
			H31.3.1	¥10,800	川口SS/広告/web管理費/31.3月
			H31.3.1	¥10,800	大阪市SS/広告/web管理費/31.3月
			H31.3.1	¥10,800	川崎SS/広告/web管理費/31.3月
			H31.3.1	¥10,800	調布SS/広告/web管理費/31.3月
			H31.3.1	¥27,000	結/広告/web管理費/31.3月
			H31.3.1	¥216,000	川口SS/広報/Web制作成/川越/31.2.28

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	チェック欄
-----	------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	レ
---	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成30年8月1日～令和元年7月31日	10人	0人	0%	2人	20%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	0%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	0%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	0%
⑤	年月日～年月日	人	0	%	人	0%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		10人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
工藤 啓		理事		○							就任 平成 22. 9. 30
石山 義典		理事		○							就任 平成 22. 9. 30
山本 賢司		理事		○							就任 平成 22. 9. 30 退任 平成 30. 9. 29
和田 重宏		理事		○							就任 平成 22. 9. 30
長岡 秀貴		理事		○							就任 平成 22. 9. 30
深谷 友美子		理事		○							就任 平成 26. 5. 1 退任 平成 30. 9. 29
久保田 崇		理事		○							就任 平成 30. 9. 30
木村 樹紀		理事		○							就任 平成 30. 9. 30
野口 晃菜		理事		○							就任 平成 30. 9. 30
佐藤 和直		理事		○							就任 平成 30. 9. 30
山口 高弘		理事		○							就任 平成 30. 9. 30
古今堂 靖		監事		○							就任 平成 22. 9. 30

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (TKC) 使用 ルーズリーフ	毎日	9年
仕訳帳	会計ソフト (TKC) 使用 ルーズリーフ	毎日	9年
貸金台帳	会計ソフト (弥生給与) 使用 ルーズリーフ	毎月	9年
固定資産減価償却内訳明細書	会計ソフト (TKC) 使用 ルーズリーフ	毎年	9年
棚卸表	エクセル使用 データ保存	毎年	9年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							レ
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動促進法に基づく団体
-----	------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ